

意見の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル秦野店
秦野市名古屋木出口原 1－1 ほか
- 2 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出
令和 8 年 2 月 20 日
- 3 意見
 - (1) 秦野市からの意見
意見なし
 - (2) 住民等からの意見
落合・名古屋木地区の住民が徒歩で買い物に行く際、県道 70 号沿いに横断歩道などを設置することで、事故防止につながると考えます。